

平成29年第2回

伊根町議会定例会会議録

平成29年6月22日（第2号）

伊 根 町 議 会

平成29年第2回（定例会）

伊根町議会 会議録（第2号）

招集年月日	平成29年 6月22日 木曜日						
招集場所	伊根町コミュニティセンター ほっと館 ふれあいホール						
開閉の日時 及び宣告者	開会	平成29年 6月22日 9時28分			議長	泉 敏夫	
	閉会	平成29年 6月22日 11時54分			議長	泉 敏夫	
応（不応）招 議員及び 出席並びに 欠席議員	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠	出席 9名 欠席 0名
	1	和田義清	○	6	大谷 功	○	
	2	藤原正人	○	7	佐戸仁志	○	
	3	濱野茂樹	○	8	上辻 亨	○	
	4	松山義宗	○	9	泉 敏夫	○	
	5	山根朝子	○	10			
地方自治法 第121条 の規定によ り説明のた め出席した 者の職氏名	職	氏名	出欠	職	氏名	出欠	出席10名 欠席 0名
	町長	吉本秀樹	○	住民生活課長	石野 靖	○	
	副町長	小西俊朗	○	保健福祉課長	須川清広	○	
	教育長	石野 渡	○	地域整備課長	白須 剛	○	
	総務課長	鍵 良平	○	教育次長	梅崎 良	○	
	企画観光課長	上山富夫	○	会計管理者	増井和彦	○	
職務のため 出席した者 の職氏名	議 会 事務局長	倉 正人	○	主 査	池野早紀子	○	
会 議 録 署名議員	2番	藤原正人		8番	上辻 亨		
議 事 日 程	別紙のとおり						
会 議 に 付 した 事 件	別紙のとおり						
会 議 の 経 過	別紙のとおり						

平成29年 第2回 伊根町議会定例会

議事日程 (第2号)

平成29年6月22日(木)

午前 9時28分 開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

- | | |
|---------------------|-------|
| ○鳥獣害対策について | 佐戸 仁志 |
| ○核兵器禁止条約の締結交渉開始について | 大谷 功 |
| ○子どもの口腔衛生施策について | 山根 朝子 |
| ○山間部のお試し住宅整備について | 松山 義宗 |
| ○認知症対策について | 上辻 亨 |
| ○学校について | 和田 義清 |
| ○通学路等の安全確保対策について | 濱野 茂樹 |
| 有害鳥獣対策について | |
| 議員及び町長等特別職の報酬について | |
| 宮津高校伊根分校の利活用について | |

日程第 3 請願書第1号 高浜原発の再稼動前に避難計画の実効性確保と
住民説明会を求める請願書

日程第 4 議員派遣

日程第 5 閉会中の継続審査(調査)申出書

会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

- | | |
|---------------------|-------|
| ○鳥獣害対策について | 佐戸 仁志 |
| ○核兵器禁止条約の締結交渉開始について | 大谷 功 |
| ○子どもの口腔衛生施策について | 山根 朝子 |
| ○山間部のお試し住宅整備について | 松山 義宗 |
| ○認知症対策について | 上辻 亨 |
| ○学校について | 和田 義清 |
| ○通学路等の安全確保対策について | 濱野 茂樹 |
| 有害鳥獣対策について | |
| 議員及び町長等特別職の報酬について | |
| 宮津高校伊根分校の利活用について | |

日程第 3 請願書第 1 号 高浜原発の再稼動前に避難計画の実効性確保と住民説明会を求める請願書

日程第 4 議員派遣

日程第 5 閉会中の継続審査（調査）申出書

会 議 の 経 過

平成29年6月22日(木)
午 前 9時28分 開議

◎ 開会・開議の宣言

○議長(泉 敏夫君) 皆さん、おはようございます。時間は一、二分早いですが、早速ですがこれより会議を開きます。

ただいまの出席議員は全員です。

これより直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(泉 敏夫君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定によって、

2番、藤原正人君

8番、上辻亨君を指名いたします。

以上の両議員に差し支えのある場合は、次の号数の議席の議員にお願いいたします。

◎ 日程第2 一般質問

○議長(泉 敏夫君) 日程第2、これから一般質問を行います。

最初に、鳥獣害対策についてを通告議題として、佐戸仁志君の発言を許します。7番、佐戸仁志君。

○7番(佐戸仁志君) 皆さん、おはようございます。

早速ですが、通告書に従い一般質問をさせていただきます。

伊根町が有害鳥獣対策生息調査駆除対策を行っている動物としましてニホンザル、イノシシ、鹿があります。しかし最近、1匹なのか複数匹いるのかよくわかりませんが、出没しているのがツキノワグマであります。最近ツキノワグマの目撃が頻繁にあり、見た目はかわいいのですが気性が荒く、凶暴であると言われるアライグマの目撃、かわいいんですが畑を荒らす野ウサギの目撃も多発しております。

5月21日の日曜日、朝6時ごろでしたが、国道178号峠頂上付近でツキノワグマを私は目撃しました。車内にいたとはいえ距離2m、瘦せてはいましたが大変大きく見え、強い恐怖心を覚えました。当然町役場へ電話し伊根町民に告知するよう伝えましたが、出たのが夜勤の方であり日曜日であったため、その日の放送はなかったように覚えております。

危険な動物であり、災害時と同じく緊急対応ができないものか、生息調査、駆除対策などなどしなくてはいけないことがたくさんあると思うんですが、考えをお聞かせください。

もう1点私が気になっているのが有害鳥獣の鳥であります。人に害を及ぼす鳥はさまざまありますが、主なものとしてカラス、トビ、カモメ、ウミネコ、サギ——アオサギだと思います——などであると思います。ごみを散乱させ、干した魚などを持っていくカラスの駆除は捕獲檻などで昔から行われていました。最近多く増えていると思われるのが、住民、観光客などが食べ物を持っていると群れとなって襲ってくるトンビ、舟屋群の屋根の上、カラー舗装の道路、茶色に着色したガードレールなどを白くふんで汚すカモメの大群、重伝建である新緑の山々をふんで白くし、あの大きな鳴き声で住民に迷惑をかけるサギの群れなどがあります。

私が思う増えた要因として、人が与える餌ではないかと思っております。カモメ、トンビは皆さんご存じのとおりスナック菓子で餌づけされ、駐車場などでスナック菓子で餌やりし、最後は群れに襲われ逃げ惑う観光客を何度か目撃したこともございます。サギも、私の近所でさばいた魚の内臓などを与え、停泊している船に巣をかけ出すということが何度もありました。結果、現在、七面

山にいたと思われる群れが大西海岸山頂に移動し、今定着しつつあるところであり、私の知る中では、宮津の杉末、本庄地区、七面山などで起きたことが今、大西海岸山頂で起きようとしております。

ふえた要因は人が与える餌であろうと思われることであり、餌を与えなければ自然減するのではないかと思っております。鳥の巣は高い高い木の上であり、ドローンなどを使い早期の生息調査、駆除対策が必要であると思っておりますが、考えをお聞かせ願いたいと思っております。

○議長（泉 敏夫君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） それでは、佐戸議員さんのご質問にお答えをしたいと思います。

鳥獣害対策についてでございます。

本町では全域で農作物や住民生活への鳥獣による被害があり、さまざまな対策を講じ、被害の防止と減少に努めているところでございます。しかしながら、いまだに全国的に見てもこれはという効果がある対策がなかなかできていないのが実情でございます。

そこで早期の生息調査や駆除対策が必要とのご質問でございますが、駆除対策につきましては、追い払い、侵入防止、捕獲の3点セットを実施することにより、少しずつではございますが農作物への被害が減少傾向に向っております。猟友会や地域の皆さんのご協力に心から感謝をしているところであります。引き続き実施をまいります。

次に、生息調査でございます。

まず、けものについてでございますが、先ほど議員おっしゃいましたけれども、伊根町でやっているのは猿だけでございます。イノシシは、これは知見がないので、言ってみればやりようがないので、生息調査を行っている自治体はありません。鹿、そして熊については京都府さんのほうで調査をしていただいております。京都府では、イノシシ、鹿、猿及び熊の4種について適正な生息数管理を行うため、特定鳥獣計画なるものを策定しております。その計画の際には生息数の調査を行うわけでございます。熊、鹿については京都府が実施をしておりますが府全域の生息数であり、鹿につきましては概数でございます。猿につきましては、各市町や野生鳥獣被害対策運営協議会が個体数調整実施のために生息調査を行っております。伊根町では平成24年度から猿の生息調査を実施しており、町内の頭数を把握しております。生息調査はそういった意味では既に行っておるわけでございます。

先ほど申しましたように、イノシシにつきましては調査にかかわる知見がなく、生息状況を把握することは難しいとされており、京都府では防止対策に推定値を計上しているようでございます。イノシシの生息調査を行っている自治体はございません。

また、議員はウサギやアライグマについても畑を荒らしていると、そういうことが散見されるということでございますが、現実にはそういうこともあるのでございましょう。私もちょこちょこ聞いてみますと、見たことはあるということはよくウサギでも言われますけれども、現実のところ、これまで被害報告は出ておりません。いずれにしましても、被害があればその都度対応してまいります。

ウサギやアライグマの生息調査を行っている、これもそういった自治体はございません。アライグマは最近ちょくちょく出ているというので状況調査というのをやっておりますけれども、生息調査を行っている、そんなところはないわけでございます。

鳥類につきましては、議員がおっしゃる4種も含め調査実績はございません。生息調査については鳥の場合、専門機関への外部委託しか方法がないわけでありまして、生息状況を把握したところで駆除ができるかという、そうとは限らないわけでありまして、時間と費用が多くかかり、現実的な手段ではないと考えます。

有害捕獲の許可権限は、カラスは町であります。トビ、アオサギは振興局にございます。そしてウミネコは知事となっております。カラスはごみ箱をあさるが、これにつきましてはごみ集積箇所です皆さん網をかけるなどの対応をとられておられます。トビは人が持つ食品を狙う、舟屋の里公園などで弁当や手に持った食べ物をとられた事例がございまして、一部の観光客、特に外国人観光客が餌を与えたりしているようで、園内で外国語の餌づけ禁止の張り紙で注意喚起を行っているところでございます。一般の住民の皆さんで外を歩くときに手に食物を持って歩く方というのはそうそ

うおられないと思います。

ウミネコにつきましては、昔から舟屋と屋根のへさきでふんをし、真っ白にしておりますが、これも今に始まった話ではないですね。私なんぞが漁師をしているときは、船にカモメがやってまいりまして船の上にある魚をついばむんです。そのときに向こうへ行け向こうへ行けというようなことはよくやっておりましたし、よく仕事の最中にふんを落とされるもので、頭に落とされたりして、この野郎なんてよく言ったことがございます。といいましても、ウミネコのふんにしても雨が降ればある程度は流れますし、ウミネコがふんをするから駆除をしろなどという話は聞いたことがないわけでございます。知事さんに捕獲許可をお願いしても知事さんがびっくりされるんじゃないかですか。この程度の理由で生息調査や駆除の対策は必要ないと思います。

今年度、平田の七面山でアオサギの駆除があり、追い払いを実施いたしました。住宅が密集し町道が近くにあり、猟銃が使用できない場所であるためでございます。また、神社の木も保安林区域内で伐採することができないためでございます。結果として追い払いは成功いたしました。アオサギの苦情はなくなったわけでありまして、現状、他には聞いていないわけでありまして。

しかしながら、先ほど議員おっしゃいましたとおり、日出区の皆さんからはそういうことで迷惑しているという苦情はまだ来ていないんですけれども、その都度対応はしてまいりたいなと思っております。

追い払いは継続して行うことが重要であります。公助だけでは継続ができません。地元の自助、共助が基本となりますので、地元の積極的な活動がなくては解決できないものであります。町がやるべき生息調査は行っており、必要な駆除も行っておるわけでありまして。

平田区から七面山へ駆除が参りまして、じゃ役場も一緒になって追い払いしましょうねということで、鉄砲が使えないから花火とかそういったもので追い払いを行ったわけでありまして。役場から人間を動員して連れていきました。地元の方も一緒に出てくださいねということで、大概区長さん、班長さんが出てこられると思いましたがけれども、約1名しか来られませんでした。そして、それをちょうど夕方時分、帰ってくる時分にぼかぼか巢に打ち込むと、3日も連続してやれば大丈夫でしょうということでやり始めたんですけれども、1日目から地元の人がかかってくれない。そして1日やったら効果が出まして、1日でいなくなっちゃいました。

日出区の大西ですか、そのような状況があるようでしたらまたお知らせのほどお願いしたいなと思うわけでございます。

いずれにしましても、現在行っている対策を継続し、新たに鳥獣による作物被害や生活被害等による要望等があれば、できる範囲での対応をしております。

また、一つつけ加えさせてもらいますと、有害駆除ということは有害な固体を駆除するのであって、生息している動物の駆除ではないということでありまして。人間は他の動物と共存するというのが基本であります。害をなす場合は論外でありますけれども、以上でございます。

○議長（泉 敏夫君） 7番、佐戸仁志君。

○7番（佐戸仁志君） ありがとうございます。

私は最近、特にカモメとトビ、サギは増えているんじゃないかと思っております。特にカモメ、トンビは、餌をいただいているので増えているんじゃないかと思っております。餌さえとめれば、自然に増えるのはおさまるんじゃないかと思っておる次第でございます。

サギにつきましては、きっと七面山で追い払ったのが日出へ来たんだと思います。現在、大西海岸山頂に10羽以上巢をつくっております。それと対岸の我々の日出地区の山の上にも5羽、6羽の群れがいるように思われます。人によっては、大西海岸は民家から離れているし道路もないので、ふんを落とされても大丈夫ではないかと、下手に追い出すとまた違うところで巢をかけるのでやめてくれと言う方もおられます。しかし、何年か前に見たんですが、杉末で相当大きな群れが巢をかけておりました。山が真っ白になっておるんですね、ふんで。結局杉末で木の伐採をして追い払ったというようなことがありましたが、あんなことが伊根地区で起きるとまた大問題になるのではないかと思っております。

この夏に、秋葉山の神社がああたりにありますので、その掃除に行ったときにみんなで駆除しようかというふうなことは言っておるんですが、調査を、次にどこに出るかわからないので、し

たほうがいいのではないかと私は思っております。

以上です。

○議長（泉 敏夫君） 以上をもちまして、佐戸仁志君の一般質問を終わります。

次に、核兵器禁止条約の締結交渉開始についてを通告議題とし、大谷功君の発言を許します。
6番、大谷功君。

○6番（大谷 功君） おはようございます。

それでは、通告に基づきまして、久々に今回は国際情勢も含めた大きな視点で質問させていただきたいと思っております。

昨年12月、国連の総会は、法的拘束力を持つ核兵器禁止条約の締結交渉を開始する決議を賛成113カ国という圧倒的多数で採択されました。反対は35、棄権が13国ということでありま
す。この決議に基づきまして、国連は今年の3月と6月から7月にかけての2回にわたって会議を
開き、核兵器禁止条約を具体的にどのように策定するのかを話し合うことを決定されています。

一方、核兵器禁止が現実の日程に上ったことに危機感を深めました核保有大国は、段階的アプ
ローチが核軍縮に向けて前進する唯一の選択肢であると主張され、核兵器禁止条約に背を向ける姿勢
でおられます。しかし、核軍縮の部分的措置を幾ら積み重ねたところで核兵器のない世界に到達し
得ないことは、戦後70年余りの外交交渉が証明しているのではないのでしょうか。段階的アプ
ローチは、核兵器廃絶を永久に先送りする最悪の核兵器固執論にほかなりません。これによって危機感
を覚えたアメリカは、昨年10月、核兵器禁止条約の決議案に反対するよう求めた書簡を同盟諸
国に送付していました。これは核兵器禁止条約締結交渉の決議への反対投票を強く求めるものであ
って、日本政府はこれに応じる形で、唯一の戦争被爆国政府にもかかわらず、これまでの棄権とい
う姿勢から反対という姿勢に、あるまじき態度をとりました。

核兵器禁止条約の国連会議、先日国連欧州本部で核兵器禁止条約の草案を発表されました。この
草案が6月15日から7月7日まで行われる国連会議の第2会期で議論され、採択される公算が大
きいと新聞でも報道されています。圧倒的多数の国々の賛成によって、最も残虐な兵器に悪魔の烙
印を押すことになる日は遠くありません。核兵器のない世界への扉を開く画期的な動きを歓迎する
とともに、核兵器廃絶に向けて世界は新しい段階に入ります。

この草案は、核兵器の法的禁止の内容として、核兵器の開発、生産、製造、取得、所有、貯蔵、
移転、受領、使用、核爆発実験などを禁止しています。また締約国は、その領土と管轄地域への核
兵器の配置、導入、配備などを禁止する義務を負うことになります。仮に核保有国が参加を拒否し
ても、多数の国の参加で締結されれば、外国軍の艦船、航空機などは核兵器を積んでいないと証明
しない限り核兵器禁止条約に調印した国に寄港することができなくなります。核兵器は人類史上初
めて違法化されることとなります。そうなれば、核保有国は法的拘束力を受けなくても政治的、道
義的拘束を受け、人類の悲願である核兵器廃絶に向け、まさに世界は新しい段階に入ることとな
ります。

昭和63年9月27日に伊根町議会は非核平和都市宣言に関する決議を行い、地球上に再びあの
惨禍を繰り返してはならないことを全世界に訴えています。広島、長崎に原爆が投下されてから
72年となりますが、二度とあの惨禍を繰り返してはならない、平和に暮らしたいという願いは日
本国民、伊根町民ともに共通する願いであります。町長は、非核平和都市宣言の町の長として核兵
器禁止条約の締結交渉が開始されることをどのように受けとめておられるのか、伺いたいと思いま
す。

また、今被爆者は平均年齢80歳を超え、自分たちの願いである核兵器廃絶を実現させるまで死
ぬに死に切れないと、速やかな核兵器廃絶を願い、核兵器を廃絶する条約を結ぶことを求める核兵
器廃絶を求めるヒバクシャ国際署名を提起し、全国各地で日本原水爆被害者団体協議会を中心に署
名推進連絡会が結成され、運動が今広がっております。こういう活動を支援することや伊根町とし
て核兵器廃絶の宣言を出すなど、できることはあると思いますが、伊根町として核をなくすために
何ができると思われるのか、考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（泉 敏夫君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） それでは、大谷議員さんの核兵器禁止条約の締結交渉に関して、そのご質

問にお答えいたします。

まず、1つ目の核兵器禁止条約の締結交渉が開始されることをどのように受けとめているかについてでございます。

大谷議員のお話のとおり、伊根町議会では昭和63年9月に非核平和都市宣言を決議され、これにより非核三原則の遵守を求め、戦争のない平和な国際社会を願うまちとして意見を明らかにされました。また、町では平成27年2月に平和首長会議へ加盟をいたしました。この平和首長会議は、1982年、国連軍縮特別総会において広島市長が、世界の都市が国境を越えて連帯し、ともに核兵器廃絶への道のりを切り開こうと世界各国の都市に連帯を呼びかけられ、この趣旨に賛同する自治体で構成された組織でございます。本町におきましてもこの会議を通じまして核兵器の廃絶を世界に訴えているところでありますし、私としましても、世界各国が連帯し、核のない平和な国際社会の実現に向けた動きがますます進んでいくことを期待しております。

核兵器というものは人間がつくり出したものであります。そして、その核兵器を使用したのも人間であります。そして、それをなくすことができるのも人間であります。核兵器禁止条約の締結交渉の開始は人類にとって大きな一歩であろうかなと、そのように思う次第でございます。

次に、2つ目の伊根町として核をなくすために何ができると考えるかでございますが、先ほども申し上げましたが、核兵器廃絶の道のりを切り開こうとする趣旨に賛同する自治体で構成する組織に伊根町も加盟しております。また、核兵器のない世界を願うキャラバン隊へも毎年メッセージを伝達させていただいております。引き続き、世界平和を希求する我が町の姿勢を明らかにし、志を同じくする自治体の皆さんと連携し、核兵器廃絶に向け声を上げてまいりたいと思っております。

伊根町だけでは甚だ声は小さくございます。しかしながら、その小さな声も集まればそれなりに大きなものになると心得ます。

また、核兵器廃絶の宣言につきましては、昭和63年9月の非核平和都市宣言と同様、伊根町議会において審議し決議いただくものと考えております。

以上でございます。

○議長（泉 敏夫君） 以上をもちまして、大谷功君の一般質問を終わります。

次に、子どもの口腔衛生施策についてを通告議題とし、山根朝子君の発言を許します。5番、山根朝子君。

○5番（山根朝子君） おはようございます。

それでは、通告書に基づいて質問をさせていただきます。

食事は人間の生命活動において大切な行為であり、人生の最期まで自分の歯で食べることは生きる喜びにもつながります。ゆえに、子供のころから正しい歯磨きの知識を得て、それを実行することが重要になります。また、虫歯や歯周病といった疾患の予防は、口の中の問題だけではなく全身疾患の予防にもつながるものであり、栄養、ストレス、清潔、運動等に気をつけることで、より大きな効果が期待できると言われています。だからこそ、子供の生活環境にも心配りをしながら子供の口腔衛生への対応が求められています。

1989年より厚生省（当時）と日本歯科医師会が8020運動を掲げ、高齢になっても自分の歯で食事をするのが全身状態を良好に保ちQOLにとっても重要であると、大々的にキャンペーンを展開しました。8020推進運動特別事業により、地方自治体ではその財源を用いて、フッ素利用事業の目標値を掲げて小中学校等でのフッ素洗口を開始した自治体もあります。伊根町では2015年から小中学校でのフッ素洗口が実施されていますが、フッ素洗口については、虫歯予防に効果があり推奨する立場と、効果はなく、むしろ中毒や歯の劣化を引き起こす危険性が高く、しないほうがよいという立場があり、相反する議論があります。そのような中でフッ素洗口が行われているわけです。

個人の意思でフッ素洗口やフッ素塗布をすることは自由だと思います。ただ、学校で行う場合には集団としての行動をとるという心理が働き、合致しない行動をとる者にはさまざまな集団圧力がかけられるとも言われており、その取り組みには十分な配慮が必要だと思われまます。もちろん学校におけるフッ素洗口は保護者の承諾をとって行われているわけですが、学校の取り組みとして行われているので、しなくてもいいと思うがみんながしているのだから、うちの子だけしないのも変だ

と思われるからやっているという保護者もおられますし、フッ素洗口の安全性がはっきりしていない状況では子供には行わせたくないと考えている保護者の方もおられます。

フッ素洗口を実施して2年がたちますが、その取り組みに関して幾つか質問をさせていただきます。

1つ目は、これまで学校でのフッ素洗口を実施する中で、副作用や中毒のような症状があらわれたことはなかったのかということです。もちろん安全な濃度と量で実施されていることとは思いますが、実施後毎回そのチェックなどをされているのでしょうか。そして、問題となったケースなどはこれまでなかったのでしょうか。

2つ目は、フッ素洗口をしていない子供もいると思われませんが、その子供に対してはどのような配慮がなされているのかということです。ある学校ではそのことによりいじめがあったという報告もあり、心配していますがいかがでしょうか。

3つ目は、保護者へのフッ素洗口の承諾を得るための説明等はどのようにされているのかという点です。先ほども述べましたように、相反する議論があるということもお知らせしてフッ素洗口に対する理解をしてもらっているのでしょうか。

4つ目に、町内の子供の虫歯の数は府内、また全国と比較して多いのでしょうか、少ないのでしょうか。そして歯科健診においては、町内の子供の口腔環境に関して医師のコメントで特徴的なものはあるのでしょうか。

5つ目は、虫歯を指摘された子供の保護者への連絡、またなかなか受診しない場合のフォローなどはどのようにされているのかという点です。さらに、フッ素洗口が実施されて3年目になりますが、その効果判定はどの時期にどのように行われるのかという点についてもお聞かせください。また、保育所でもフッ素洗口が実施されていますが、これは4歳児以上の年齢の幼児が対象と聞いています。町内では4歳児以上の幼児は全て保育所に入所されているのでしょうか。保育所に入所されていない幼児がいるのであれば、その子にはどのような対応がされているのか、さらに3歳未満の幼児の虫歯対策はどのようにされているのかをお聞かせください。

最近では歯周病の低年齢化が問題となっており、12歳以上になると、虫歯もさることながら歯周病予防が重要になってきます。成人になって歯を失う原因となっているのは虫歯よりもむしろ歯周病だと言われていますが、子供たちの歯周病対策についてはどのようにされているのでしょうか。歯科健診のほかに、歯科衛生士等による歯磨きの指導や口腔ケアに関する学習の機会などはあるのでしょうか。学校の養護教諭のかかわりなどもあるのでしょうか、お聞かせください。

5月19日の神戸新聞には次のような記事が載っていました。

兵庫県内の小中高特別支援学校で2016年度に行われた歯科健診で虫歯などが見つかり、要受診とされた3万5,000人のうち、歯科受診が確認できない児童生徒が約2万3,000人と65%に上ることが県保健医協会の調査でわかった。未治療の虫歯が10本以上あるなど口腔崩壊の子供がいる学校の割合も35%に上った。同協会は、全体的に子供の虫歯は減少傾向なのに二極化が進んでいる、背景に貧困などの厳しい社会状況があると指摘するといった内容の記事です。口腔衛生の問題はもちろん、当事者や保護者の意識、関心が重要であると思いますが、記事にもあるように、口腔衛生は口の問題だけではなく、生活背景や経済状況にも影響されるものです。ゆえに口腔衛生の施策は、広く子供の心理や環境等を鑑み、さまざまな分野からのアプローチが必要だと考えますが、答弁をお願いいたします。

○議長（泉 敏夫君） 石野教育長。

○教育長（石野 渡君） 山根議員さんの質問にお答えします。

平成27年度から保育所、小中学校のフッ素洗口が行われ、現在に至っています。3年目を迎えております。2年間のフッ素洗口に関して9項目等について町長、教育長へのご質問であります、私が一括して答弁いたしますので、ご了承をお願いします。

初めに、保育所、学校のフッ素洗口の現状を説明させていただきます。

フッ素洗口は、保育所、学校とも平成27年度から実施し、3年目となります。保育所ですが、今までから3歳半健診時に希望者を対象にフッ素塗布をしていたのですが、平成27年度から小中学校でフッ素洗口を実施することになったことから、3歳児健診以降小学校入学までの間の虫歯

予防対策が歯磨き指導のみとなり、少し継続性がなくなっているということから、保育所においてもフッ化物洗口の取り組みを進めていくことになったものであります。

また、フッ素洗口を実施する前提要件として、ブクブクうがいができる子、そして保護者から同意が得られている子がフッ化物洗口を実施するとして、毎週金曜日等に実施をしています。本庄保育所では、2、3歳児はブクブクうがい、4、5歳児の同意がある子はフッ化物の溶液で、同意がない子は水道水で一斉に実施しています。伊根保育園は、3歳児はブクブクうがい、4、5歳児の同意がある子はフッ化物の溶液で、同意がない子は水道水で一斉に実施をしております。

次に、小中学校ですが、保育所と同様に保護者から同意が得られている児童生徒が実施をしております。同意が得られていない児童生徒は水道水と一緒に実施していますが、継続して保護者をお願いをしております。

小学校では、伊根小学校が毎週金曜日、20分の業間休みのときに、本庄小学校と伊根中学校は毎週水曜日の始業前の時間に実施しております。以上のような現状であります。

それでは、まず1つ目のこれまで実施をして副作用や中毒の症状があらわれたことはなかったかについてですが、現在のところ保育所、学校とも、そして保護者からも報告はございません。

参考までに少しお話をさせていただきます。フッ化物洗口に使用する薬剤ミラノールは劇薬指定を受けている薬剤なので、その取り扱いには十分注意が必要なことは当然であり、学校医、歯科医の方、そして学校では養護教諭あるいは校長、管理職が厳重に管理をいたしております。その中で小中学校のフッ化物洗口法については、ミラノール顆粒1袋1.8グラムを100ミリリットルの水に溶かして、1人に対して10ミリリットルの水溶液でうがいをしています。保育所については、学校と同様にミラノール顆粒1袋1.8グラムを200ミリリットルの水に溶かして、1人に対して5ミリリットルの水溶液で洗口を実施しています。1回分の使用量に含まれるフッ化物量は、小中学校では20ミリリットル、保育所、園では5ミリリットルであり、口腔内残留量については、小中学校児童生徒では1.8ミリリットル、保育所園児では0.45ミリリットルとされています。最も軽度なフッ化物の中毒症状、例えば吐き気、嘔吐、腹痛は体重1キログラムたり2ミリリットル以上、例えば体重30キログラムの子供であれば60ミリリットルのフッ化物を摂取したときにあらわれるとされています。

現在、学校、所、園で実施しているフッ化物洗口は、養護教諭、保育士が適正濃度に調整され実施しております。仮に1人分の1回使用量を飲み込んでしまったとしても中毒症状が発生する心配はないということで、ご理解いただけたと思います。

2つ目のフッ素洗口していない子供への配慮はされているのかについて、保育所では、同意を得られなかった保護者の子供への配慮としては一斉に行う際に水道水でブクブクうがいをさせていますが、その際、水道から水をくむのではなく、同じような形の溶液を入れたボトルと同じボトルで水道水が入ったものを用意してわからないようにしながら、フッ化物の溶液も無色透明であるので、子供たちは皆同じことをしていると思っています。特に意見や違和感はありません。また、使用時は専用のそれぞれのコップ、プラスチック製を使用しており、名前を書いて、フッ化物の溶液を使用する子と水道水を使用する子の間違いがないようにしています。学校の場合も、同意を得られなかった保護者の児童生徒に対しては、他の児童生徒と同様に水で洗口しており、このことは保護者にも伝え、学校でも日々指導をしております。

3つ目は、保護者への説明はどのようにされているのかについてですが、保育所では医師によるフッ素についての説明会を開催しております。その後、保護者の同意を得て実施しております。参考までに、今年度は平成29年6月24日に向井歯科医師によるフッ素洗口の説明会を開催予定しております。

また、毎年、歯科教室のときに歯科衛生士によるフッ素洗口の説明も実施しております。学校では学校が発行する保健だよりで通知して、その中で直接保護者への説明はしていませんが、読んで、見ていただきながら説明に変えているところでもあります。洗口実施についての保護者同意書は毎年度4月に集め、そして5月の中旬には集計して、その後実施をしております。

4つ目は、町内の子供の虫歯は府内、全国と比較して多いのかについてですが、平成21年度から28年度までの歯科健康診断結果内訳から報告しますと、1歳6カ月児で受診者数から判断しま

すと平成24年度が京都府の有病率を大きく上回っておりましたが、その後、現在まで、虫歯の子はいません。次に3歳児ですが、受診者数から判断しますと、平成21年度から27年度のデータでは京都府の有病率を下回ったのは平成25年と27年の2年で、その他は全て上回っている状況であります。

全国との比較であります。1歳6カ月児では平成24年度で上回っただけで、あとは全て下回っています。3歳児では平成25年に下回っただけで、その他の年度は全て上回っています。学校では、12歳児（中学1年生）の調査結果であります。平成26年度のみ府及び全国を下回っていますが、他の年度は上回っております。

以上のことから、就学前の子供は府内、全国と比較して少ないのですが、中学1年生のデータのみではありますが、中学生は多いこととなります。対象者数が少ないので、1人が虫歯をたくさん持っておればその割合が大きくなることから、府内あるいは全国の結果と比較しましても余り参考にならないと考えております。

5つ目は、歯科健診の結果で医師のコメントで特徴的なことはあるのかないのかでございますが、保育所、学校とも特に特徴的なコメントはありません。

6つ目の虫歯を指摘された子供の保護者への連絡、受診するためのフォローはされているのかについては、保育所では、結果通知後、治療報告が上がってこない子供に対して受診確認やら受診勧奨は適宜に行っております。1歳半歯科健診、3歳児歯科健診にて、歯科衛生士の個別歯科相談、そして保健師の保健指導で保護者へ結果報告、口頭での歯科受診勧奨を実施しております。学校では、保護者へ健診結果を通知し、虫歯有病者については治療に行くように重ねてお願いしております。

7つ目は、フッ素洗口の効果判定はどのようにされるのかですが、保育所は虫歯保有率の経年変化を追跡することで判定をすることとしています。学校では、毎年伊根町学校保健会が作成している「伊根町の子どものからだ」の歯科健診等のまとめにより、虫歯保有者の人数を確認することとしています。フッ素洗口の効果があらわれるのは約5年後ぐらい、何年かを経過しないとなかなかわからないということもございますので、効果を判定するには年数を要するのかなというように思っています。

8つ目は、保育所に入所されていない乳児にはどのような対応がされているのかについてですが、保育所入所対象年齢者で保育所に入所していない子がいませんので、特に対応することはありません。

最後、9つ目は、3歳未満の幼児の虫歯対策はどのようにされているのか、また歯周病予防の対策はどのようにされているのかについてですが、虫歯対策につきましては、1歳半健診、3歳児健診にて保護者の同意のもとフッ素の塗布を実施しています。また、歯周病予防対策は40歳以上の方を対象に総合健診にて歯科健診、歯科衛生士による個別の歯科指導を実施しています。中学校においても、歯科衛生士による歯磨き指導の中で歯周病予防についても詳しく説明しております。

以上、長くなりましたが答弁とします。

以上です。

○議長（泉 敏夫君） 5番、山根朝子君。

○5番（山根朝子君） どうも丁寧な説明をありがとうございました。

本当に学校では丁寧な配慮と指導をされているということがよくわかりました。ありがとうございます。その努力が報われるために、やっぱり最後まで要受診者へのフォローというのをいろいろ工夫して、大変だと思いますけれどもやっていただきたいと思いました。

口の問題というのは、本当に本人もですけれども、やっぱり家族みんなで、子供の口腔衛生から大人自身も、町民みんなが口腔衛生の向上に向けて頑張れるようなそういう施策というか啓蒙活動というか、そういうものをこれからも頑張ってやっていただきたいなというふうに思います。

以上で質問を終わります。

○議長（泉 敏夫君） 以上をもちまして、山根朝子君の一般質問を終わります。

次に、山間部のお試し住宅整備についてを通告議題とし、松山義宗君の発言を許します。4番、松山義宗君。

○4番(松山義宗君) 通告書に従い、一般質問を行います。

山間部のお試し住宅整備についての見解をお伺いいたします。

当町において、定住促進を目的としたお試し住宅を伊根地区で平成28年2月に完成させ、4月から入居の募集を始めた。最長3カ月で1カ月から利用可能であり、寝具や調理道具などは持ち込みで洗濯機とテレビは備えつけがある。賃貸料は1カ月2万5,000円、敷金は1カ月から3カ月分の家賃で退居の際に返却し、水道光熱費は実費負担でスタートを切りました。

定住促進が目的ではありますが、実際にお試し住宅に滞在しながら1次産業を体験しつつ地域になじみ、お試し住宅と同様の舟屋に住みたいとの希望があっても、舟屋の賃貸や売り物件はないに等しいのが現実であります。住まいを求めるのであれば海とは離れた山間部ということになってしまいます。定住を検討される方の目的、動機はさまざま考えられますが、お試し住宅の環境と異なる場所を求めなければならないということになります。つまり、舟屋に住みながら舟屋を欲しいと言っても舟屋はありませんよと、こういったことになります。当町に対しての違和感、不信感を生じるものというふうに考えます。海岸部のお試し住宅同様に山間部にもお試し住宅が必要と考えますが、町長の見解と今後のビジョンをお伺いします。

○議長(泉 敏夫君) 吉本町長。

○町長(吉本秀樹君) それでは、松山議員のご質問にお答えをしたいと思います。山間部のお試し住宅整備についてでございます。

議員ご質問のとおり、お試し住宅は定住促進が目的であり、本町での暮らしを体験いただいた後移住いただくことを主眼においており、町としましては従来からお試し住宅の整備の方向性として、沿岸部における海版のお試し住宅、そして山間部での山版のお試し住宅、両方で設定しようとしているところでございます。

まず、現在の平田お試し住宅の経過、現状についてでございますが、平成27年度に改修工事を行い、平成28年度から募集を開始しております。28年度中に3件、今年度に入ってから現在で2件目の利用者が入居されております。その後も予約や問い合わせがいろいろと入ってきております。希望者は京都府南部、大阪、神戸、遠くは埼玉県からの利用者で、ご夫婦であったり単身であったり、また子連れのご家族であったりと、さまざまな層の方にご利用いただいております。

利用いただいた方々にお話をお伺いしますと、舟屋風景に魅力を感じて来られた方、魚釣りが好きで来られた方、伊根町であれば海でも山でもよかったが、たまたまお試し住宅が空いていたので募集に加わったという方など、さまざまな応募動機を伺っております。また、これまでの成果といたしましては、利用者5件中1件、1名の方が町内に移住いただいております。

さて、山間部でのお試し住宅の整備についてでございますが、冒頭申し上げましたとおり、設置する方向で検討しております。今後の整備の考え方といたしましては、伊根地区以外の山手で個人所有の空き家をおおむね20年間程度無償で借り上げ、町が必要な改修を行い維持管理する。ただし、所有者には盆、正月等必要に応じ帰宅は可とする。仏壇などもそのまま設置するよう配慮したく考えております。戸をつけたりはいたしますけれども、そのまま設置をするよう配慮したく考えております。家屋所有者のメリットとしましては、個人の住宅がいつでも居住できる状態で、それが無料で維持管理でき、必要に応じ使用できることであります。今後の整備案件については、所有者に対する家賃は極力支払わない方向で協議調整したく考えます。

また、当町といたしましては、利用者には海、山、里のある伊根町で暮らすことの体験をしていただき、移住の参考にしていただくものであり、同様の物件を所持しあっせんするものではないことをあらかじめご理解願う必要があるかと考えております。こうした考えのもと、よい空き住居物件の模索と必要となる改修経費の財源確保について検討を進めたく考えておりますことを申し上げます、答弁といたします。

○議長(泉 敏夫君) 4番、松山義宗君。

○4番(松山義宗君) ありがとうございます。

今の言葉の中に海、山、里というふうにあります。ここで体験を重ねてということですが、その体験プランというのを今お考えでしょうか。あるいは今後、海、山を含めて滞在型あるいはこういったお試し住宅を整備されたときに運営となる母体、それから管理等々についても行政側がなさる

のか、そういったところもお願いします。

○議長（泉 敏夫君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 町営のお試し住宅でありますので管理はすべからず町であります。民間さんでたかだか一月家賃2万5,000円のお試し住宅は、とてもじゃないですけどもそんなもんやっても何にもなりませんので、それは町でやらせていただきます。

あと、伊根町の海、里、山、こういった自然環境であり、また産業構造であり雇用の状況であり、そういったことをそこを拠点に体験いただく、それによっていろんな参考としていただくのが目的でありまして、その個人さんが町内で住みながらどういう体験をしていただく、そのメニューをとすることは、こちらではまだ考えておりません。

以上でございます。

○議長（泉 敏夫君） 4番、松山義宗君。

○4番（松山義宗君） 非常に、お試し住宅であれ何であれ、勝手に来て勝手に住むというんではなくて、やっぱり伊根町のよさを知っていただく、あるいは体験していただくというのが非常に重要な上では、私はその運用、運営というものが最も大事だと思います。来ていただいて対応がおろそかであったとかそういったことがないためにも、定住促進課に類似したような組織を今後つくられて、伊根町に最終的には定住いただくというふうな流れに持っていけるようなことを考えていただきたい。例えば商工会であるとか観光協会であるとか民間であるとかでサポートができるようなサポートが最も重要だと思います。そういったところを再度検討願ってお試し住宅につなげていきたいというふうに考えます。

以上です。

○議長（泉 敏夫君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） お試し住宅をご利用いただく皆さんへのサポートは、役場としてはある程度やらせていただいております。また、いろんな地元の皆さん等にもお願いをしてやっております。

ただ、かつて去年、舟屋の話がありましたね。舟屋に住んでおられて、その方のご希望というのは、同様の似たような舟屋で20名規模の居酒屋をやりたい、そういう物件が欲しい、そういうことを言われたときに、地元のある方がその相談を受けたときに、そんなものあらへんと言いなったそうであります。一理あるんですけども、そんな言い方はないだろうと。その辺のことは指導をしてみたい、みんなでサポートできるように頑張っていきたいと思います。検討させていただきます。

○議長（泉 敏夫君） 以上をもちまして、松山義宗君の一般質問を終わります。

次に、認知症対策についてを通告議題として、上辻亨君の発言を許します。8番、上辻亨君。

○8番（上辻 亨君） おはようございます。

それでは、通告書に基づいて質問させていただきます。

ことし4月26日から29日の日程で第32回国際アルツハイマー病協会（ADI）国際会議が京都市の国際会館で開催されました。開会式で若年性認知症の男性43歳の会社員の方が、認知症になったら終わりではない、認知症とともに生きるという道があるとスピーチされ、認知症の尊厳など多様なテーマで講演やワークショップが開かれ、約70カ国から認知症の人約200人を含む約3,000人が参加し、開会されました。

我が国の団塊の世代が全て後期高齢者の仲間入りをする2025年は医療や介護の需要がますます増加することが見込まれています。厚生労働省の調査によりますと、現在、全国で65歳以上の高齢者のうち認知症を発症している人は推計で15%、約462万人を上回ると言われております。認知症の前段階である軽度認知症の高齢者も約400万人いると推定されています。また、団塊の世代が後期高齢者になる2025年の認知症者数は現状の1.5倍になる700万人を超えると推計が発表されました。さらに、軽度認知症障害者を加えると約1,300万人となり、65歳以上の3人に1人が認知症患者あるいはその予備軍ということになるそうです。

現在、当町で認知症を患っておられる方は推定で構いませんがどれくらいおられるのか、また、その中で65歳以上の高齢者と以下のいわゆる若年性認知症と推定されている方の割合はどうなっているのか、わかる範囲でお伺いいたします。

予防策として、認知症検査についてお伺いいたします。

認知症は、発症してしまうと治らない病気と言われていています。しかし、早期発見により症状の進行をおくらせたり治療につなげることができるそうです。最近では血液検査で認知症になる前の軽度認知症かどうかを判断できる検査方法が開発されており、平成29年9月時点では全国で550カ所の医療機関で検査できると伺っています。軽度認知症障害の全ての方が認知症になるわけではありませんが、診断されてから4年のうちに約半数の方が認知症へ進行するという調査結果があります。この段階から治療を開始することで認知症の進行をおくらせるなどの効果が期待されています。そこで、当町では認知症の早期発見、早期治療の必要性についてどのように考えておられるのか、お伺いいたします。

また、新オレンジプランでは、認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住みなれた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることのできる社会の実現を目指すという基本的な考えを示し、施策の方向として7つの柱を掲げています。中でも認知症の理解を深めるための普及啓発の促進や、認知症の人やその家族の視点の重視など、まずは認知症に対する理解の促進が重要であると考えます。また、適時適切な医療・介護が提供され、認知症の人とその家族の方が住みなれた地域で安心して暮らせるような体制整備が急務と思います。当町では、認知症カフェへの取り組みやことし4月に認知症ガイドブックを全戸配布するなどの取り組みもありますが、どのように認知症の人を支援していくのか、お伺いいたします。

最後に、認知症教育について、今後、認知症の対象者が増加し子供たちにも日常的に目に触れる機会が増加していく中で、児童生徒が認知症を正しく知り、適切に行動のできるような教育が今後当町でも必要な課題と考えますが、教育長の考えをお伺いいたします。

以上について答弁を求めます。

○議長（泉 敏夫君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） それでは、上辻議員さんのご質問にお答えしたいと思います。私のほうからは3番までをお答えさせていただきます。

まずは、認知症とは、いろいろな原因で脳の細胞が損傷を受けたり働きが悪くなることで認知機能が低下し、さまざまな生活のしづらさがあらわれる状態を指すもので、誰でもかかる可能性のある脳の病気でございます。逆に言いますと、誰でもかかる可能性があっても誰でもなるとは限らないということもあります。京都府の認知症高齢者は5万人を超えており、平成37年には約10万人に達すると推計されています。

認知症は、多様な原因や病態がある疾病であることから、まだまだ病気そのものの正しい知識や理解が広がっておらず、必要な支援や十分なサービスを受けられていない方あるいは認知症という疾病そのものに気がつかれていない方などがまだまだ多数おられるのが現状でございます。

国は、平成27年1月27日に省庁横断で取り組む認知症施策推進総合戦略、新オレンジプランを決定いたしました。京都府では平成24年11月から認知症総合対策推進プロジェクトを立ち上げ、認知症の方とご家族が必要なときに十分な医療や介護のサービスを受け、孤立せず個人の尊厳が十分に尊重され、適切な居場所を行き来でき、安心して住みなれた地域で暮らし続けることのできる社会の実現を目指し、平成25年9月に京都認知症総合対策推進計画、いわゆる京都式オレンジプランが策定されたわけでございます。

本町では、新オレンジプラン、京都式オレンジプランの趣旨を踏まえ、まずは認知症への理解を深めるための普及啓発を推進するため、議員が先ほどおっしゃいましたように伊根町認知症ガイドブックを作成し、4月に全戸配布したところでございます。

ご質問1つ目の認知症を患っている方の人数でございますが、介護保険の認定を受けている方で国の定める認知症の判断基準で申しますと、およそ130名であります。また、若年性認知症については、町で把握している人数はおおむね5名であります。割合となれば130分の5ということで3.8%ということになるんです。うちとこみたいな小さい町ですから、統計的に正確かどうかわかりませんが、それでも全国の統計は桁が違いますから、0.何%ですから、4%近いのは大きな数字ということになります。

次に、2つ目の認知症の早期発見、早期治療の必要性をどのように考えているかのご質問で

ございますが、当然必要と考えております。取り組みの一つといたしましては、平成24年から、北部医療センターが実施しております丹後活き生き長寿研究に協力しております。この研究は、地域住民の老化に関するコーホート調査を行い、その成果を認知症をはじめとする老化に係る病気の予防や健康寿命の延伸につなげようとする取り組みであり、伊根町ではこれまで延べ182の方が参加されております。北部医療センターの中川病院長さん、本当に伊根町には熱心にこういう政策を与えてくれるというんですか、一緒に取り組もうということをしているとやってくれておまして、なかなか182人の方が参加されているというのは珍しいんじゃないかなと思っております。

また、認知症疾患医療センターが北部医療センターに設置されております。そことともに伊根町の地域包括支援センターを中心に、可能な限り状態や状況に応じた支援が行えるように、日ごろより連携や情報共有を密にし、早期発見、早期治療につながるよう努めております。

認知症はやはり一つの病気でありますので、具体的には北部医療センター、そして見守るほうとして当町の保健センター、いわゆる地域包括支援センターがございます。これをしっかりと密に連携いたしまして、そういうふうに見守っていきたい、早期発見、早期治療に努めたいと思っております。

3つ目の認知症の方への支援についてでございますが、認知症の早期診断、早期対応のための研修を受けた医師や医療・介護系職員で構成する認知症初期集中支援チームを立ち上げ、早期に認知症の鑑別診断が行われ、速やかに適切な医療・介護等が受けられる初期の対応体制を整えております。また、住みなれた地域で暮らし続けられるよう、地域での勉強会や、医師や家族も含めた処遇検討会議の開催等、家族に寄り添った相談体制も整えております。議員もご存じかと思えますけれども、過日、菅野地区のほうで医師をお願いをいたしましてそういった勉強会、また家族を含めた処遇検討ですか、そういうものの開催を実施したわけでございます。

いずれにいたしましても、町といたしましては認知症の方や家族への支援は重要と考えておりますので、今まで実施していた施策の充実や新たな支援への対応を行いながら、いわゆる認知症サポーターというのもございまして、そういったものの募集といえますか要請も含めて、認知症の人が住みなれた伊根町のよい環境で自分らしく暮らし続けられる環境を整えてまいります。

以上でございます。

○議長（泉 敏夫君） 石野教育長。

○教育長（石野 渡君） 最後、4つ目の認知症教育について、児童生徒が認知症を正しく知り、適切な行動のできるような教育が今後伊根町でも必要な課題と考えるがという質問でございます。

小中学校では、児童生徒、また教職員が認知症への理解を深めるために、平成22年度より地域包括支援センターを事務局とした伊根町認知症キャラバンメイト協議会による認知症サポーター養成講座を年1回行っていただいております。子供たちは、認知症という言葉は聞きなれていると思いますが、認知症が多様な原因による発症だとさまざまな症状があること、あるいは病気に対する正しい知識や理解が広がっていないなど、そして認知症そのものに気がつかれていない方々がおられる、このような現状を十分理解していないと思います。そのような中でこの講座の大切なことは、現状を知り、そして理解を深めるよい機会だと思っておりますので、今後も養成講座をお願いしたいと思います。

また、学校へは、伊根町認知症キャラバンメイト協議会の事務局から連絡があれば啓発普及への支援と協力をするように小中学校に指示しており、認知症に対する理解と学習の推進を図ってまいります。

参考までに、中学校では長寿苑、伊根デイサービスセンター、保育所において福祉体験や町内の福祉の状況とアイマスク体験、訪問入浴や福祉車両の体験等を行い、福祉、介護への理解にも努めていますことを申し添えます。

以上です。

○議長（泉 敏夫君） 8番、上辻亨君。

○8番（上辻 亨君） ありがとうございます。

今日ですけれども、また京都式の新しいオレンジプランを策定するというふうに京都新聞に出て

おりまして、内容については詳しいことはちょっとあれだったんですけども、町長も先ほどおっしゃられましたけれども、私の地区で若年性の認知症の方がおられて、保健センターのほうから来ていただいて説明というんか、医師の先生も来て、また専門の方に来てもらって会合といいますか、お話をしてもらったわけです。大変、地元の方がよかったと言って、ある地域の女性の方がその人に接するんだけど、一つも挨拶や無視されると言われて病気じゃない、認知症じゃない方が悩まれて、すごく落ち込んでおられたのを見て、やっぱりそうやって集まって説明をしていただいて、ああ私、間違ったらなんだんだ、今日ここ来てよかった、本当によかったというておっしゃられておられたんで、今後もそういうことをぜひとも続けていってほしいなというふうに思います。

誰もなりたくて認知症になるわけではありませんが、明日は我が身ということも考えて今後も対策を考えていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（泉 敏夫君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） ありがとうございます。やはりいわゆる認知症患者さんと申しますか、そういう方の身近におられる方、地域の皆さんの理解が本当に大事ではないかなと思っております。そういう皆さんに、認知症の症状というのは具体的にこういうものがあるんですよ、支援の方法としてはこういうのがあるんですよ、そういったことを本当にそれぞれの地域で、とりわけそういう患者さんが出ておられるところでは説明していきたいな、皆さんとどうあるべきかを共有してまいりたいなと思っております。

先ほども申し上げましたけれども、認知症サポーター、これ、この前の新聞でいきますと綾部市さんがすごく多いんですね。9千何人おられる。人口の3分の1がサポーターをされている。全国で6位だという、そういう記事も出ておりました。伊根町ではまだそういう政策をとっていないんですけども、ああこれは大事なことだなと思っております。先ほど申しましたように、主な症状や支援方法を理解して認知症の人や家族をみんなで助ける、これは1時間半ぐらいの講習で認定を受けられるそうでもありますので、またそういったほうも進めてまいりたいと思います。どうか皆さん、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（泉 敏夫君） 以上をもちまして、上辻亨君の一般質問を終わります。

次に、学校についてを通告議題とし、和田義清君の発言を許します。1番、和田義清君。

○1番（和田義清君） それでは一般質問通告書に従いまして、私は学校について一般質問をさせていただきます。

今年度の本庄小学校のPTA総会にて、保護者の一部から小学校の統合を議論すべきとの意見が出されたようでございます。この意見を受けて当学校の保護者の代表の方々が統合について協議をされました結果、これまでの経緯と保護者の意見集約、また今後の統合に向けての示唆、研究不足の観点から早急に結果を出すことは望ましくないとの判断をされ、引き続きこの件については検討することになったようでございます。

小学校の統合については、本庄小学校校区に限らず、伊根小学校校区の住民の方々からも早期統合または小中一貫校の議論を進めるべきとの声をたびたびお聞きいたします。そこで、以下6点に分けて教育長を中心に、または町長のほうにお考えを伺います。

まず、1点目なんですけれども、伊根小学校、本庄小学校の各校舎は耐震工事済みではありますが、現状での使用可能年数は約何年と見込んでおられるのでしょうか。

2点目、保護者、地域の方々がある一定の意見集約の上、正式に統合に向けた行動が見受けられない限りは、町が主体となって町として統合に向けた取り組みというのは一切しないという立場は現在も変わりはないのでしょうか。

3点目、今後統合に向けて動く際は、平成21年度に出されました学校統合検討委員会の答申に基づいて進んでいかれるのでしょうか。

4点目、全国的な少子化の流れから小中一貫校の実施もしくは調査をしている自治体も多々ございます。小中一貫校の形態は何通りかあると思いますが、当町において可能なのは同一敷地内で同一校舎使用あるいは別々の敷地内で別々の校舎使用であると想定いたします。前者であれば伊根中学校舎のみの使用であり、後者であれば伊根中学校と伊根小学校または伊根中学校と本庄小学校とな

るかと思定いたします。伊根中学校のみでの使用となれば、現在の小中学生を合わせた生徒数もしくはそれに近い生徒数では現実的に不可能と考えますが、伊根中校舎を使用した場合の小中一貫校の可能人数は何人と想定しておられるのでしょうか。

5点目、小中一貫校として進める場合、その時点での生徒数により形態は異なりますが、伊根中のみ使用した場合の伊根中もしくは伊根小または本庄小を使用した場合に想定するメリット、デメリットをお聞かせください。

6点目にいきます。

現在、当町の観光の核となっている伊根地区においては、有料駐車場及び舟屋日和も稼働し、伊根浦公園前の書庫跡地と舟屋の里公園等の新たなトイレ整備については準備が進められていることと思います。これらの整備も含め、既存の観光に関する整備による相乗効果によって新たな雇用拡充、交流人口の増加、かつ町の活性化にさらなる弾みがつくことを大いに期待しているものでございます。今後もデータに基づいた現状把握と分析の上、町の発展を目的としたさらなる仕組みづくりと事業の推進をともに考えていきたいと思っております。

そこで考えざるを得ないのは、伊根小学校の跡地場所でございます。現在の観光業を中心として町の活性化を図る観点から見れば、伊根小学校の所在地は観光地として見ても一等地であります。町内外から見ても、現在当町は観光地として脚光を浴び、舟屋群からも近く、伊根小学校の所在地は貴重な教育施設であると同時に、地理上土地に限られている観光の核となっている地の中では貴重な上に、新たな可能性を秘めた魅力ある場所でもあると思います。加えて、本庄小学校も立地的には魅力ある教育施設であります。周囲を田園に囲まれ、グラウンド横には浦島神社を有し、学校からは浦島伝説にもある布引の滝を四季を通じて望むことができ、環境的には伊根小学校とはまた違ったすぐれた立地条件ある教育施設と考えております。

しかし、伊根小学校と本庄小学校は、統合が現実的に迫った際を想定すると大きな違いが見えてくるのではないかと考えます。それは、今後統合となったときに一番の課題となる使用校舎を決定する際、跡地となった場合の利用価値に大きな違いが出ると考えております。町の活性化については教育によっても観光整備によっても可能であると考えておりますが、その際には、より現実的な選択と決断が迫られているのではないのでしょうか。

そこで、町長に6点目として次の点についてお考えを伺います。近い将来を鑑み、伊根小のある場所は町にとってどうあるべきが最も有益であるか、現在の町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（泉 敏夫君） 石野教育長。

○教育長（石野 渡君） 初めに、私のほうから答弁させていただきます。

学校についての質問であります。1つずつ行います。

1つ目は、伊根小、本庄小の各校舎は耐震工事が完了してはいますが、現状での使用可能年数は何年と見込んでいるのかとの質問です。

初めに、小学校は平成22年度に地震に備えた建物の構造補強、耐震補強工事が2校とも完了し、7年目迎えています。ご質問の校舎の使用可能年数を何年と見込んでいるかですが、伊根小学校の校舎、体育館とも昭和53年建築です。39年を経過しております。本庄小学校は、校舎が昭和56年、体育館が昭和57年に建築され、35年、34年が経過しております。参考までに、宮津市庁舎は昭和37年落成、55年経過し、まだ現在使用中であります。

ご質問のいつまで使用できるかですが、はっきりといつまでという明確なお答えはできません。しかし、参考までに2校の建物、全てRC構造の建物でありますので、耐用年数から試算しますと伊根小学校は21年、本庄小学校が25年と26年となります。使用可能年数と言えるのか見込み年数と言えるのかはわかりませんが、一つの判断材料としての年数であります。

しかし、一般的に耐用年数が来たから危険だ、使用できない、解体するという事は少なく、設備、機能の低下などから取り壊されるようであります。状況に応じて改修工事もされ、安心・安全な校舎として長く使用されているのが現状であろうと思います。また、耐震補強工事を施工したからといって施設の使用年数が長くなるということではありません。あくまでも構造補強ができたということでありましてを申し添えます。

2つ目は、保護者、地域の方々が一定の意見集約の上、正式に統合に向けた行動が見受けられな

い限り、町として統合に向けた取り組みは一切しないという立場は現在も変わらないのか。言われるとおりでございます。これまでと何ら変わっていない状況であります。

3つ目は、統合に向け動く際は、平成21年度に出された学校統合検討委員会の答申に基づいて進んでいくのかの質問ですが、答申は、小学校は統合する、利用する施設は伊根小学校とするといった内容であります。学校統合については、中学校のみ統合するとして、小学校は統合しないとして取り組み、現在に至っているわけでありまして、平成21年度の答申内容は終了したと承知しています。今後、統合問題が動き、検討することが生じたときには、新たなスタートと考えられますので参考にしたいと思っております。

4つ目は、小中一貫校として伊根中学校を使用した場合の小中一貫校可能人数は何人と想定しているかの質問です。

まず、小中一貫校開設ですが、伊根町では同一敷地内では現状の校舎では開設できませんが、分離型、敷地内に建て増しをすれば開設は可能と考えています。質問の伊根中学校で小中一貫校は、小学生を受け入れる教室が足りませんので開設そのものは不可能であります。したがって、ご質問の可能人数は想定できないといえますか、検討したこともありませんが、これまで全国的に調べ結果では人数は関係ありません。教育内容としてこうするということによって成り立つものだと考えております。

5つ目は、小中一貫校を進める場合、伊根中のみを使用した場合、伊根中もしくは伊根小または本庄小を使用した場合に想定するメリット、デメリットはどの質問であります。

初めに、伊根中学校のみは、先ほども申しました。不可能ということでありまして。メリット、デメリットともございません。

分離型の伊根中と伊根小、伊根中と本庄小の場合のメリット、デメリットですが、伊根中、伊根小の場合のメリットですが、小学校入学から中学校卒業までの義務教育9年間を一体として捉え、統一的で一貫性のあるカリキュラムのもと、小学校と中学校が目標や指導方法あるいは生徒指導等を共有しながら緊密に連携、協働して進めることができます。また、小中学校の垣根を越えた授業の実施や行事、部活動などの児童生徒間の交流などを行うことにより、一層子供たちの学力、心、体の育成等が図れるものと考えています。しかし、教員免許の問題がございます。小学校と中学校の免許を所有していなければ、互いに教壇に立つことはできません。例えば、中学校の理科の免許を持っています、小学校の免許を持っていませんとなれば、小学校で授業はできないということになります。ティーム・ティーチングはまた別であります。1人中心になって行うことは免許制度上不可能だということがございます。デメリットとは、教員の学校間の移動時間、諸計画の作成や学校間の打ち合わせに時間がかかる。児童生徒の交流の移動手段の問題、徒歩でいくのか車であるのかなどがあります。

次に、伊根中、本庄小の場合ですが、メリットは伊根中、伊根小と同様であります。デメリットとは、教員の学校間の移動距離、時間が伊根小よりも長くかかる、諸計画の作成や学校間の打ち合わせに時間がかかる、児童生徒の交流の移動手段の問題、徒歩か車か、伊根小よりも長く時間がかかるなど、学校間の距離の問題が一番大きく、このことを克服することは現状では不可能であります。

伊根町における小中一貫校の設置は、同一敷地内の開設は学校の規模、構造の問題があり不可能です。分離型、建て増しであれば、課題はあるものの設置は可能であります。いずれにしても、現状では非現実的な構想であろうというように思います。

5点、終わります。

○議長（泉 敏夫君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） それでは、私のほうからは学校についての6番目のご質問にお答えをしたいと思っております。

近い将来を鑑み、伊根小のある場所は町にとってどうあるべき、それが最も有益か町長の考えを問うということでございます。

そうでありませぬけれども、初めに小学校の統合についてでございますが、先ほど教育長が答弁しましたように、保護者、地域の皆さんが統合してほしいと言ってこられるまではいたしません。そ

のとおりでございます。なぜか。前回の統廃合を検討したとき、最終的にアンケートをとりましたとき、中学校は統合すべしが90%に達しました。しかしながら、小学校は36%にとどまったわけでありまして。6割以上の方がしてはいけないということを実施すべきではないだろう、そう判断したわけでありまして。

反対の声にはいろいろなおもしろいのがございました。複式・複複式、そうなんだってええんだと、それもまたよしである。また、小学校は鎮守の森のような存在であるんだから地元においておくんだ、そういった意見もございました。そうでありまして、小学校は統合しないと決めたわけでありまして、そうでありましてそのときに私、たとえ1人になっても置いておきます、そういうように申し上げたわけでありまして。また、条件つきも受け付けない。伊根町の子供たちのよりよき教育のため統合あるべし、これはよい。しかし、加えて使用する校舎は伊根小学校だったら賛成、本庄小学校だったら賛成でなければ反対、それではいけません。どちらの学校になってもよいから統合してほしい、このことが小学校統合に向けた基本の考えであります。

先ほど、かつての小学校の統合は賛成が36%であったと申し上げましたが、私、この統合問題にかかわったとき、実感としていたしましては中学校と変わらなかったと思います。80%、90%の方が小学校は統合すべしと、そのように思っておられたと思います。しかしながら、それが伊根小でなければ、本庄小でなければ、その綱引きがかの36%という結果を招いたわけでありまして。同じ轍を踏めば同じ結果になります。議員、そういうことを率先すべきではないと私は思います。

さて、ご質問でございますが、少々筋が悪いように思います。伊根町の子供たちのよりよき教育のために議員は何か必要と考えられるのか。小学校の統合か小中一貫校なのか、みずからの思いを明確に述べて質問いただきたい。伊根町の観光振興はどうあるべきか、伊根だけやってほかの地区は何も要らないのか、自分の思いを明確にしてご質問いただきたい。教育は教育、観光振興は観光振興で質問いただきたく思います。それらをごちゃ混ぜにして、伊根小のある場所は町にとってどうあるべきが最も有益か、質問の意図がよくわからない。観光によい場所だからという理由で小学校をなくしてホテルや土産物屋、駐車場をつくらう、そんなことを口にできるわけがございません。PTAや地域住民にすれば言語道断であります。答え、伊根小学校がある場所は伊根小学校があるのが最も有益であります。これは本庄小学校であっても同じことでございます。

以上でございます。

○議長（泉 敏夫君） 1番、和田義清君。

○1番（和田義清君） ありがとうございます、答弁。

前半の教育長のご答弁に関してましては非常にわかりやすく、ありがとうございます。今後、今、町長がおっしゃった保護者を中心とした地域住民から統合の声が実際に上がって検討したときに、今のご答弁をしっかり参考資料にして進めていきたいと思っております。

それで、ちょっと質問の仕方が悪かったのかもわかりませんが、町長がおっしゃるように保護者を中心とした地域住民から声が上がって統合につながるの、それは私ももちろん賛成でございます。その点に関しては実情申しますと、若干、今の保護者世代の方からいいますと、その姿勢は我々ではなかなか判断ができませんので、できれば町のほうから指導して決めていただいたほうがええかなという声も若干聞こえる節があるんです。これは断言はできませんけれども、一部そういう方の意見もありますので、基本は今、町長がおっしゃられたように、私も保護者を中心とした地域住民が自ら動いて自ら提言して、先ほど言いましたように学校の場所はどちらでもいいけれども子供のことを考えれば統合はしていくべきだとなったときに、今先ほどおっしゃった教育長の答弁、それらをしっかりと頭に入れて勘案してやっていきたいと思っておりますので、少し誤解があったように思いますが、今後もそういう統合の話が実際に現実的になれば、しっかりと我々も協力して、子供にとって有意義なことを最優先とした統合に向けて協力していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひして私の一般質問といたします。

○議長（泉 敏夫君） 以上をもちまして、和田義清君の一般質問を終わります。

休憩します。15分より再開いたします。

休憩 11時07分

再開 11時13分

○議長（泉 敏夫君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

最後に、通学路等の安全確保対策について、有害鳥獣対策について及び議員及び町長等特別職の報酬について並びに宮津高校伊根分校の利活用についてを通告議題とし、濱野茂樹君の発言を許します。3番、濱野茂樹君。

○3番（濱野茂樹君） 議長より発言の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。よろしくお願いたします。

まず、通学路等の安全確保対策についてでございます。

伊根町を訪れる方の増加に伴い、通学路等における防護柵の設置や道路区画線の設置、ゾーン30の設置やモカブラウン、グリーンベルトの路側帯のカラー舗装の実施エリアの拡大、注意喚気のための路面標示をはじめとする法定外標示の設置や一方通行道路により安全な歩行空間の確保並びにドライバーへの啓発が急務だと考えますが、町長の見解を伺うものであります。

皆様もご記憶にあるかと思いますが、平成24年に京都府亀岡市で登校中の小学生に車が突っ込み、事故に巻き込まれるという非常に痛ましいことがありました。その後も同様の事故が国内において幾つも起きております。何ら落ち度のない子供たちの命が奪われる、これは決してあってはならないし、残念でなりません。本町におきましても、亀岡市の事故発生日以降、通学路の危険な場所について各学校に通学区域と学校の総点検の実施を毎年PTAの方々から意見をお聞きしながら町教育委員会と地域整備課と連携し、危険箇所の点検、対策が講じられてきました。しかしながら、こうした危険箇所の要望を上げたとしても、限られた予算の関係上すべからず全てが実現しない、そんなことのお声も一部ではあるわけでありまして。地域のPTAの方々危険であると認識している以上、万が一事故が起きたとき、対策ができていないということであれば町民の皆様は納得しませうでしょうか。

そこで安全対策として本町でも進めておりますのが、路側帯をカラー化するグリーンベルト、伝建地区ではモカブラウンベルト塗装する路肩カラー舗装であります。当町でも一部のエリアでは路肩カラー舗装と通学路看板の掲示、注意喚起のための路面標示が整備されておりますが、早期に未実施エリアの整備や路肩カラー舗装の目的等を伊根町を訪れる皆さん、そして伊根町にお住まいのドライバーの方に啓発、広報すべきだと考えます。

この方法は、通行車両のドライバーが車道と路側帯を視覚的により明瞭に区分できるようにして交通事故を防止することを目的として設置するもので、歩行者の多い歩車道が区分されていない道路において交通事故防止を図るため、よく用いられている対策でございます。視覚的に歩行者空間、また通学路であることを認識させ、安全性の向上が図られます。また、縁石やガードレールを設置するよりも時間やコストがかからない有効的な方法と考えます。調べたところによると、設置コストも1㎡当たり3,400円程度で設置できている事例もあるようでございます。道路交通法上、車道外側線の外を車両が通行してはならず、小型車両がすれ違える最低3.8m程度の幅員が確保できない鳥屋地区のような狭い一部道路区間では、路肩カラー舗装の実施ができないこととなっております。

歩行空間の確保を行うとしても、車がスピードを出してしまっただけでは安全対策としては不十分であります。通学路等の事故防止を目指し、他市町村の一部地域で行われておりますゾーン30という速度規制がございます。これは、エリア一帯の一括規制として、車と人の衝突事故で致命傷を負う確率が急激に高まる時速30キロメートル内に制限する規制でございます。生活道路において歩行者等の安全な通行を確保することを目的として区域を定めて最高時速を毎時30キロメートルの速度規制を行うもので、公安委員会が指定することとなっております。先ほどの路肩カラー舗装が実施できない道路区間において、子供たちをはじめ歩行者の安全確保には有効な対策であると考えます。もちろんこれは速度規制の問題となりますので、警察との話になることは承知しておりますが、例えば路肩カラー舗装とゾーン30を導入することで安全性が高まるものと思います。

ゾーン30や一方通行は取り締まり対象エリアとなるため、実施に向けては地域の同意が必要となることは理解しておりますが、道路管理者として、地域の住民の生命と財産を預かる者として、安全な歩行空間の確保並びにドライバーへの啓発が急務だと考えますが、町長のご所見をお願いたします。

次に、有害鳥獣対策について質問いたします。

野生鳥獣による農作物被害額は近年200億円前後で推移しています。被害のうち全体の7割が鹿、イノシシ、猿によるもので、鳥獣被害は営農意欲の減退や耕作放棄、離農の増加、さらには森林の下層植生の消失等による土壌流出、希少植物の食害、車両との衝突事故等の産業活動や住民生活への影響など多方面に被害をもたらしており、被害額として数字にあらわれる以上に農山漁村に深刻な影響を及ぼしていることは周知のところであります。当町でも猟友会と連携するなど、防護柵の整備や捕獲の強化などさまざまな対策が講じられてまいりました。

近年、民家の庭先や道路などへのイノシシ、鹿、熊の出没が相次ぎ、土手を崩す、庭先を掘り起こす、車と衝突するなどの被害や、お年寄りをはじめとする住民が道端でイノシシや熊と遭遇する案件も発生しており、住民生活にも危険を及ぼしかねない状態となっており、農家への対策から住民生活のための対策へと範囲が広がってきていると考えます。

本町においても認識いただいていると思いますが、衝突事故対策や民家をはじめとする住民生活対策はいまだ途上な状態にあります。そこで、衝突事故防止のため、侵入防止柵の設置や予防方法を伝える衝突事故マップの配布による啓発をはじめ、効果的な施策を組み合わせる総合的な支援、対策、取り組みが必要と考えますが、町長の見解をお伺いするものであります。事故が集中する区間を中心に侵入防止柵や鹿やイノシシを警戒させる反射板の設置、衝突事故マップをはじめとする事故防止の啓発活動を実施する考えはあるか。2つ目、イノシシや鹿と衝突したことにより駆除できた場合、自動車等が損壊した方に対し駆除に対する見舞金または助成金を支給するような制度を創設する考えはあるか。

次に、議員及び町長等特別職の報酬についてお伺いいたします。

前回の町議会議員選挙では欠員無投票当選となり、また、全国統一地方選挙では無投票当選となった選挙区が急増しました。その理由全てが議員報酬の低さとは言えないものの、一つの大きな要因となっていることが推測されます。当町においても、議員定数等調査特別委員会や議会活性化特別委員会を設置し議論を重ね、中間報告を取りまとめ、先般、参加住民は少なかったものの住民との意見交換会を開催したところであります。

議員報酬については、町政への貢献度を把握し、それをもとに議員報酬を定める考え方、執行部職員の給与を基準とする考え方、国会議員の歳費を基準とする考え方、日当制を根拠に算出する方法、当該団体の長の給与額を基準とする考え方、比較方式、議会費の割合を一定として算出する方法等、さまざまな基準が考えられます。議員及び町長等特別職の報酬の額は一時期削減されましたが、報酬額は平成9年度と同額となっており、目まぐるしい社会情勢の変化はあるものの20年以上にわたり同額となっております。町長の諮問機関である特別職報酬等審議会を4年に1回開催するなど、定期的に審議開催すべきだと考えます。前回議員及び町長等特別職の報酬を諮問してから相当の年数が経過しており、一度、第三者が審査する町長の諮問機関である特別職報酬等審議会に引き上げ、据え置き、引き下げについて委ねるべきだと考えますが、特別職報酬審議会を開催するに当たっての考え方や定期的な開催について町長の見解をお伺いいたします。

4つ目、最後でございます。宮津高校伊根分校の利活用についてお伺いいたします。

今後、中長期的に見て少子化傾向が顕著な丹後地域において、学校の小規模課によるさまざまな問題を解消し、生徒一人一人の希望進路の実現に向けたより魅力ある高校教育を推進するため、丹後地域の府立高校を再編、あわせて将来の丹後地域を支える人材を育成する教育システムを構築する丹後地域による府立高校の在り方に係る基本的な方針が決定し、平成32年度には各分校での取り組みを継承しつつ、その機能を集約し、教育内容の充実を図るため、現峰山高校弥栄分校の校地において宮津高校伊根分校、峰山高校弥栄分校、網野高校間人分校の3校が統合され、個々の生徒のニーズに応じた柔軟な教育を行う京都府フレックス学園構想に基づく学校づくりを行うことが示されました。整理は必要ですが、グラウンドをはじめ町民体育館、校舎等、伊根町の玄関口である日出地区に伊根地区への自動車の取り入れ抑制等にも対処でき得る大きな公共用地ができることとなります。統合後の分校跡地の利活用、今後の予定について町長のビジョンをお伺いいたします。お願いします。

○議長（泉 敏夫君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） それでは、濱野議員さんのご質問にお答えをしたいと思います。

まず、1点目の通学路等の安全確保対策についてでございます。

通学路等における防護柵、道路区画線及びゾーン30の設置や、グリーンベルトのエリア拡大や路面標示など、安全な歩行空間の確保とドライバーへの啓発が急務とのご質問でございます。

伊根町では、通学路の安全確保に向けた取り組みを行うため、平成27年3月に伊根町通学路交通安全プログラムを策定しております。各学校で安全点検を実施し、その結果に基づき通学路安全推進協議会が対策の検討、道路等管理者による対策実施、学校による対策効果把握、協議会による改善・充実のPDCAサイクルを実施してまいりました。これにより、伊根町管内での通学路安全対策は一定完了しております。議員は何か申し入れてもできていない箇所があるのではないかとということでございます。ちょっとその辺は調べてみますけれども、何らかの理由があるのではないかなと思います。

そのような中で、新たに防護柵の設置が必要であれば協議会に要望いたします。道路区画線につきまして、幅員が狭い道路、具体的には3.8m未満の道路では区画線、外側線を引くことができません。これは、外側線の外を車両は通行してはいけないため、最低3.8mの車道幅員が必要と京都府警と協議、確認しております。また、ここにグリーンベルトを引くと外側線と混同し混乱が生じるため、設置をしておりません。鳥屋地区内は、このような理由でグリーンベルトを設置しておりません。

次にゾーン30の設置でございますが、ゾーン30は、自動車と歩行者が衝突した場合時速30キロメートルを超えると致死率が急激に上昇するため、自動車の速度を30キロメートル以下に抑制するものでございます。設置する場合は、規制とともに取り締まりも行えるよう地元の同意が必要であり、道路管理者の意見書を添えて公安委員会が実施することになります。地元からの要望や同意をもとに実施していく必要がございます。一方通行規制につきましても同様に地元の同意が必要となります。法定外の路面標示につきましては、多用すると道路標示の効果を阻害、低下することから十分な検討が必要となります。

いずれにいたしましても、危険な箇所は改善してまいります。また、規制につきましては地元の同意等合意形成を行い、進めていく必要があると考えております。

私も土日になりますと通学路を歩いてみます。そうしますが、朝夕の通学時間帯は土日であっても交通量が多い。そして交通の多い伊根地区であってもそんなに8時前後、それから4時前後というんですか、そのころになりますとそれほど交通量は多くないわけでありまして。平日は通勤いたしますので、毎日自宅の前もしくは車の中から子供たちの通学の様子を見ておりますが、余り議員言われるような、そのような必要性を感じていないのが現状でございます。地元からそのような要望がないのもそのためではないのかなと、そのように私、理解をしております。議員が歩いて対策を必要と感じた具体の場所をご提示いただければ集中的に検証いたしますので、ご教示のほどお願い申し上げます。

2点目の有害鳥獣対策についてでございます。

佐戸議員の一般質問でも話をしたとおり、全町的に大きな課題となっております。そこで、近年増加している鳥獣と車との衝突事故防止についてでございますが、イノシシや鹿が出るいわゆるけもの道は大体決まっておりますので、啓発看板や侵入防止柵設置は可能と考えます。

今回、府民公募型提案事業で蒲入区が国道178号の蒲入トンネル出口に侵入防止柵の設置提案をしております。過去に2回の衝突事故があったためであり、トンネルを出てすぐの場所であるため避けることが難しい場所であります。このように、国府道や市町村道で何度となく衝突事故がある箇所は、国府道に対しては実施要望、町道であれば実施検討をしてみたいと考えております。

また、衝突事故マップについてであります。今のところ作成の予定はしておりません。町内の方は大体出現箇所というのご承知のことと思います。また、議員は反射板のことを発言されておりますが、まだまだ一般的に普及されておらず、効果のほどわかりませんので、情報収集をしてみたいと思います。

最後に、鳥獣と自動車等が衝突し損傷した所有者へのいわゆるお見舞金の制度であります。しかしながら、対価を伴わない利益の供与は自治法232条の寄附または補助に当たり、民法上の贈与

に当たります。また、寄附または補助は公益上必要がある場合に限り行うことができるものとなっております。町が行う鳥獣駆除は、一定の計画にのっとり捕獲駆除することを目的に狩猟免許取得者に業務の委託を行っているもので、業務の対価に当たります。有害な場合の動物のみ対象とし、たまたまはねて殺してしまった場合にはねた人に対し補助することが公益上必要がある場合に該当するかというと、ちょっと難しい見解になるかと思えます。よって、制度創設を現状行う予定はございません。

次に、議員及び特別職の報酬についてでございます。

これにつきましては、議員の皆さんはご承知であろうかと思えます。議員さんはみずから提案し、条例の議決を通して議員報酬を決定することができるわけであります。また、特別職等報酬審議会は行政の長が議会に条例を提出しようとするときに意見を聞くものであり、議員提案についてはこれを義務づけられておりません。住民さんの意見やさまざまな知見を検討し、意見集約を図り、議員みずから思いの額を提案されればよいわけでございます。

一方で、議員提案で議員報酬を上げる条例案を提出されるときには、地方自治法第222条第1項により、当該費用にかかわる額の予算上の措置を的確に講ずる必要がありますので、議員報酬を上げる条例案と一緒に予算措置に関する議案を提出する必要があります。よって、これまで本町においても、また他団体においても市町村長の提案で議員報酬の改正がされてきました。そのときには、先ほど申しましたように町長が条例提案をするわけでありますから、特別職審議会条例の第2条により、あらかじめ当該報酬等の額について審議会の意見を聞く必要がございます。

伊根町議会でも、伊根町唯一の立法機関、町民の代表として議員定数を検討されるために伊根町定数等調査特別委員会が設置され、各地区で説明会を開催され、町民の生の意見を聞かれ検討されております。京都府下の他の町村議会においても、議会が議員定数及び議員報酬について住民の意見を直接聞き、十分な検討を重ね、その結果を報告書として町長部局に提出し、それを受けて町長提案として議会提出されております。

特別職等審議会を開催するという事は、町長部局が議会議員の議員報酬の額並びに町長、副町長及び教育長の給料の額に関する条例提案が前提でございます。行政部局といたしましては、伊根町議会の皆さんが独自に調査研究されている中、その結果を待たずに町長提案として議員報酬の議会提案をする予定はございません。

繰り返しになりますが、議員報酬は皆さんが提案して決めていただければよいことであります。ただ、公正を期す必要があるため、条例提案をする前に審議会の意見を聞くことが義務づけられております。そうでありますから、何も無い状態で審議会は開催しないわけであります。審議会の開催を求められる前に、まずは議員の皆さんが議員報酬に対する伊根町議会の総意というものを明らかにし我々のほうにご提案をいただければ、その後審議会の開催ということになるかと思えます。

最後に、宮津高校伊根分校の統合後の跡地の利活用、今後の予定、ビジョンについてでございます。

高校再編については議員おっしゃったとおりでございます。そうありますので、宮津高等学校伊根分校が廃校となりますのは平成35年度、6年後となります。確かに空き施設となれば大きな公共用地ができることとなりますが、この用地の屋外運動場は京都府名義の土地であります。建物と敷地は伊根町名義であります。その中には未登記の土地も含まれております。利活用するにはまず学校敷地を町有地にすることが先決でありますので、まずこのことを整理しなければなりません。すぐに整理できるのか時間がかかるのか、現時点では不透明でございます。したがって、跡地の利活用や今後の予定、ビジョンにつきましては、平成28年9月議会でも答弁させていただきましたが、現状、まだ34年まで生徒が通学し、教員とともに勉学や勤労体験を励む中であります。またPTA活動も行われる中、とりようによっては早く出ていけと言わんばかりにと受けとめられるのは甚だ問題であろうかと思えます。跡地の利活用や首長の思いをこの場で公に申し上げることは差し控えさせていただきたいなと思えます。ご理解のほどよろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（泉 敏夫君） 3番、濱野茂樹君。

○3番（濱野茂樹君） まず、1点目の通学路等の安全確保対策について、もう一定のことができ

ており、今後要望があればそういったことを対処する、場所を言ってほしいということでもありますので、議会が終わってから整理しまして、それについては担当課を通じて上げさせていただきたいというふうに考えております。

また、通学路については、町長さんが出勤以降、毎日のように観光客の方がバスで複数台訪れて、伊根浦ゆっくり観光として観光案内人がガイドをされて、道をフルにほとんど使って、もう車がすれ違うのがなかなか難しいような状態で、なかなか外国人の方などでどいてくれないとか、そういったこともあるわけです。その辺についてもぜひ、通学路とは申しましたが、グリーンベルト、モカブラウンベルトの意義と目的についても伊根町にはどこにも記載がされていないわけですよ。誰も多分、PTAの方であれば知っているかもわからないですが、ご存じの方がいらっしゃるという可能性もありますので、その辺について広報啓発をあわせてお願いしたいというところがまず通学路についてでございます。

有害鳥獣対策についてでございますが、こちらについては、けもの道についてはもう町のほうでもある程度把握されているということでございますので、私もすべからく伊根町中をその時間に走り回っているわけではありませんし、どこが出るのかわからないケースで、たまたまそこを通過してしまって当たるといったケースも考えられるわけですよ。もしご存じであるのであれば、町のホームページでも結構ですので、そういったものについてはここが出やすいですよというのはある程度お示しいただいたほうがいいんじゃないかというふうに考えます。

議員報酬、特別職の報酬については、もちろんおっしゃるとおりで、そうだなと思いながら質問したわけでありまして、見解が来たわけで示されたわけですので、今後の議会運営の参考にしたいというふうに思っております。

また、宮津高校伊根分校の利活用について、もし京都府と協議を進められて、ある程度議会に対して示されるようになれば、当然ながら全協なりでそういったことについて語っていただくなり、そういう場をぜひとも設けていただければと思うんですが、以上4つについてお伺いいたします。

○議長（泉 敏夫君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 通学路というわけではなくして観光客の皆さんという意味合いで、そういう意味合いを込めてでしたらまたそれなりに考えさせていただきたいなど。ただ、なかなか一番狭い場所というところには、幅員の関係もあって、議員言われるようなそういうグリーンベルトとかできない場所もございますので、そこはちょっと協議しながら考えたいなど。私はちょうど通学する時間帯だけを見ておりましたので、確かに舟屋散策などの観光客との兼ね合いではすごい状況に昼間はなりますので、そのことも含めてまた考えさせていただきたいなどと思います。

また、私も管内のことを検討をしておるんですけれども、全戸配布をするマップをとかいう、そこまでは考えていないんです。やはりある程度わかっておりましたよね。もう常に熊の出没するときは大体同じ場所が言われるわけでありまして、それとまた鹿の対策なんかは蒲入バイパスは現実やりますので、マップとまではいなくても、ホームページにこういうところが出やすい場所、そういうのはお示しをさせていただきたいな、そのように思うわけでありまして。

議員報酬につきましては言わせていただいたとおりでございます。

そして、宮津高校も分校について全く腹案がないわけじゃなし、現実にそういう訪れるということがもうわかっておりますので、それはそれなりに腹案というものは事前に構築をしていかないといけないと思うわけでありまして、ちょっと皆さんの前で今申し上げるというわけにはいかないのかなと思っております。それでも、やることはちゃんちゃんと進めさせていただきまして、そして近いうちに、当然しかるべきときには皆さんにお示しをさせていただいて、また皆さんにもご意見を頂戴することといたしますので、それまでちょっとお待ちのほどよろしくお願ひします。

○議長（泉 敏夫君） 3番、濱野茂樹君。

○3番（濱野茂樹君） 安全対策の面で、七面山駐車場のあたりに通学路の看板標示もされているわけなんですけれども、あのあたり、看板とかそういった施設がごちゃごちゃしておりまして、なかなか屋外広告物条例で看板を少しずつ伊根地区のほうから減ってきてはおりますけれども、そういったものが実際に必要なものに対して視点がいつているかどうかということ、なかなか今の設置場所がわかりやすいようにあるように見えて、ほかの施設と一体化してしまっていてわかりにくいという

状況もあるかと思うんです。その辺について、今後安全対策を図る上でそういったものを含めて検討して行ってほしいなと思います。

以上です。

○議長（泉 敏夫君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） その辺に関しましても、中学校の皆さんは関係ないのかな。また小学校のPTAの皆さんと実際に現場を歩きまして、今ですといわゆる民生児童委員の皆さんの中でも朝一緒に歩いていただいておりますので、いろんな皆さんのご意見を頂戴いたしまして検討させていただきます。

○議長（泉 敏夫君） 以上をもちまして、濱野茂樹君の一般質問を終わります。

これをもちまして、本定例会における一般質問の全部を終わります。

◎ 日程第3 請願書第1号

○議長（泉 敏夫君） 日程第3、請願書第1号 高浜原発の再稼働前に避難計画の実効性確保と住民説明会を求める請願書を議題とします。

本案は継続審査となっているものでございまして、お手元に配付のとおり、総務委員長から審査報告が提出されています。

本案について委員長の報告を求めます。8番、上辻亨君。

○8番（上辻 亨君） それでは、請願書第1号、平成29年第1回定例会において総務委員会に付託されました請願書第1号 高浜原発の再稼働前の避難計画の実効性確保と住民説明会を求める請願書について委員会審査報告をいたします。

3月4日にこの請願書について審査、審議いたしました。しかし、まだ裁判の結果が出ていなかったため、近隣の自治体の動向も見るとして、4月10日の総務委員会で裁判の結果も踏まえ、関西電力の方に来ていただき、この請願書についての説明を求め審議、審査いたしました。

結果、大阪高裁においてもこの請願書に関する関西電力の取り組みや避難計画等の具体的な内容は適切なものであり、不合理な点があると認められないこととされたことから、当町においてもこの裁判所の結果と関西電力の見解を適切であるとし、不採択といたしました。

以上であります。

○議長（泉 敏夫君） これから質疑を行います。質疑はございませんか。質疑がないようですが、これで質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（泉 敏夫君） 異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。6番、大谷功君。

○6番（大谷 功君） それでは、高松原発の再稼働前に避難計画の実効性確保と住民説明会を求める請願書に賛成の立場で討論に参加をいたします。

本請願書は、関西電力高浜原子力発電所3、4号機について、使用前検査をはじめ3月当時の再稼働の動きが進んでいる中、実効性のある避難計画がつかれない以上、町民の安全を確保することはできないことから、高浜原発の3号機、4号機の再稼働をしないよう国に求める意見書や要請書の提出を願うものであります。

東日本大震災から6年たった今も多くの方が避難生活を余儀なくされ、いまだに福島第一原発事故は収束していません。人類と原発は共存できないことは明らかであり、再稼働反対の声が常に上がっております。

高浜原発では、昨年2月に4号機における水漏れ及び原子炉自動停止事故が発生し、今年1月には2号機においてクレーン倒壊で核燃料保管の建屋を壊す事故が発生しております。強風にもかかわらずクレーンのアームを畳まないという危険管理対応のずさんさは明らかであります。使用済み核燃料の最終処分場のめども全く立っておりません。また、実効性のある避難計画の立案は大変困難で、現実的かつ合理的な避難計画はどの自治体でも大変な苦勞をされております。

関西広域連合は4月28日、相次ぐ事故について、地域の安全に影響を及ぼしかねない事態が続いており、住民の不安は大きいとして、現在のエネルギー政策を早期に転換することや原子力安全

協定について基準を持つことなどを国に要望されています。ところが関西電力は6月6日午前2時、高浜原発3号機、5月17日午後5時、高浜原発4号機を再稼働しました。残念ながらこういう事態とはなりませんが、再稼働を見直すよう求める含意は生きております。

請願趣旨にもございますように、住民の安全を担保するための具体的な解決や、住民の命や健康、暮らしへの不安は払拭されておられません。よって、福島原発事故以降いまだ故郷に戻れない状況など事故が収束していない状況を謙虚に受けとめ、全体的に実効性のある避難計画がつかれない中にあることは、再稼働となりましても高浜原発3号機、4号機の再稼働を見直すことを求めること、また説明も丁寧に行うことは非常に重要だと考えます。議員各位においては本請願にぜひともご賛同いただくことをお願い申し上げまして、賛成討論といたします。

以上です。

○議長（泉 敏夫君） ほかに討論はございませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから請願書第1号 高浜原発の再稼働前に避難計画の実効性確保と住民説明会を求める請願書を採決します。

この請願に対する委員長の報告は不採択です。請願書第1号 高浜原発の再稼働前に避難計画の実効性確保と住民説明会を求める請願書を採択することに賛成の方は起立願います。起立少数です。したがって、請願書第1号 高浜原発の再稼働前に避難計画の実効性確保と住民説明会を求める請願書は不採択とすることに決定いたしました。

◎ 日程第4 議員派遣

○議長（泉 敏夫君） 日程第4、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りします。本件について、会議規則第125条の規定により、お手元に配付のとおり議員を派遣したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（泉 敏夫君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件については記載のとおり派遣することに決定しました。

◎ 日程第5 閉会中の継続審査（調査）申出書

○議長（泉 敏夫君） 日程第5、閉会中の継続審査（調査）申出書についてを議題とします。

総務委員長、産業建設委員長及び議会運営委員長から、会議規則第74条の規定により、お手元に配付のとおり、閉会中の継続審査（調査）申出書が提出されました。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査（調査）することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（泉 敏夫君） 異議なしと認めます。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査（調査）することに決定しました。

◎ 閉 会

○議長（泉 敏夫君） これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会は、6月13日に開会し、会議に付された各議案について慎重審議いただき、予定どおり閉会する運びとなりました。

議員各位のご協力に対しましてお礼申し上げ、平成29年第2回伊根町議会定例会を閉会いたします。

皆様、大変ご苦勞さまでした。

閉会 11時54分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

伊根町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員